

令和8年9月末で



山口県



収入証紙を 廃止します

- ・収入証紙(以下「証紙」といいます。)は、現金に代えて申請書に貼り付けて県の手数料を納付するものです。
- ・国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

証紙の販売は

令和8年9月末日まで

証紙の使用は

令和9年3月末日まで

未使用の証紙の

還付は

令和13年9月末日まで

令和8年10月からはいろいろな方法で手数料を納付できます！※

※手続きにより使用できる納付方法が異なります。証紙廃止後の納付方法の詳細については、順次、県の各手続きのホームページでお知らせします。

①オンラインでの納付

- ・クレジットカード(VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club)
- ・ペイジー(ペイジーとは、公共料金をペイジー対応の金融機関のインターネットバンキングやATMから納付できるサービス)
- ・コンビニ払い(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコーマート)
- ・スマートフォン決済(PayPay)

※やまぐち電子申請サービスを利用した、オンラインでの納付が可能です。

証紙廃止に向け、順次、オンライン納付が可能な手続きを拡大していきます。

②納入通知書での納付

- ・県から交付を受けた納入通知書を使用して、金融機関やコンビニで現金納付。

③手数料収納窓口での納付

- ・キャッシュレス納付 ・現金(一部の窓口で対応予定)

※納付窓口の設置場所については、県会計課ホームページをご覧ください。

◇購入後、使用しなかった証紙について

未使用の証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続きについては、県会計課のホームページでお知らせしています。

問い合わせ先

山口県会計管理局会計課

753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3910 E-mail : a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはホームページへ

